

五戸町長様

## 住民異動届

(住所) 転出・転入・転居

(世帯) 主変更・分離・合併

※届出時の主な注意点は裏面に記載しております。

届出日 (手続きする日)	令和〇年〇月〇日	異動日 (引越し日)	令和〇年〇月〇日			
新しい 住所	△△県〇〇市▽▽1番1号					
	方書 ▽▽アパート202号室	新世帯主	五戸 太郎			
世帯分離の有無 (転入・転居のみ)	新しい住所の (現世帯主氏名: ) 世帯に入る ・ とは別世帯					
今までの 住所	五戸町字〇〇1番地1					
	方書	前世帯主	五戸 父郎			
本籍			筆頭者			
※外国からの転入及び職権消除者等の場合に記入してください。						
No.	異動する方の氏名	生年月日	性別	続柄	保険証	子ども
1	ごのへ たろう 五戸 太郎	大正・昭和・平成・令和 60年 6月 6日	男 女	子	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input checked="" type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
2	ごのへ はなこ 五戸 花子	大正・昭和・平成・令和 61年 1月 1日	男 女	子の妻	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input checked="" type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
3	ごのへ いちろう 五戸 一郎	大正・昭和・平成・令和 6年 2月 2日	男 女	子の子	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input checked="" type="checkbox"/> 社保他	<input checked="" type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学
4		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男 女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学

届出人	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記異動者のNo. 1 に同じ		
	氏名	五戸 太郎	電話番号	0178-62-〇▽▽□

## 異動の際の注意点

- ・異動手続きは原則本人か世帯主、また同世帯の方のみ可能です。
- ・代理人(異動される本人と世帯の違う方)が、窓口で異動の手続きを行う場合は委任状等が必要となります。
  - ※高齢の方の代理で、施設入所等の手続きする方はお気を付け下さい。
- ・窓口で本人確認を行っておりますので、本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)を必ずお持ちください。また、転入される方は上記に加えて転出証明書をお持ちください。
- ・転入と転居は実際に住み始めてから2週間以内に手続きをしてください。(転出のみ異動が確定した時点から手続きが可能です。)
- ・住所欄には、五戸町内なら字(大字)から、青森県内なら市町村名から、県外の場合は都道府県名から、国外の場合は国名からわかる範囲を記入してください。
- ・方書とはアパート(号室番号まで)や、入所する施設の名称のことです。
- ・続柄欄は、転出の方は五戸町にいる前住所の世帯主を基準として、転入と転居の方は五戸町での新住所の世帯主を基準としてご記入ください。世帯主変更と世帯分離、世帯合併の場合は、新世帯の世帯主を基準としてご記入ください。
- ・町営住宅にお住まいの方で退去される方、または新規に入居する方は、事前に役場2階の都市計画課でお手続きの上、異動日をご確認ください。
- ・異動することより、役場内で受給している手当や証書、申込内容の登録情報の変更(喪失)の手続きが生じる可能性があります。担当各課にご確認の上で、それぞれ忘れずに手続きを行ってください。